

グローバル化時代における私立大学の質保証 第2回

法政大学の内部質保証について

法政大学 大学評価室長

公文 溥

2012年3月1日

法政大学の歴史(1)

- 1880年、東京法学社設立
- 1886年、東京仏学校設立
- 1889年、和仏法律学校(両校合併)
- 1903年、財団法人和仏法律学校法政大学
- 1920年、財団法人法政大学、法学部、経済学部。
- 1922年、法文学部。
- 1947年、法学部、経済学部、文学部。通信教育部。
- 1949年、新制大学として発足
- 1950年、工学部設置
- 1952年、社会学部設置
- 1959年、経営学部設置

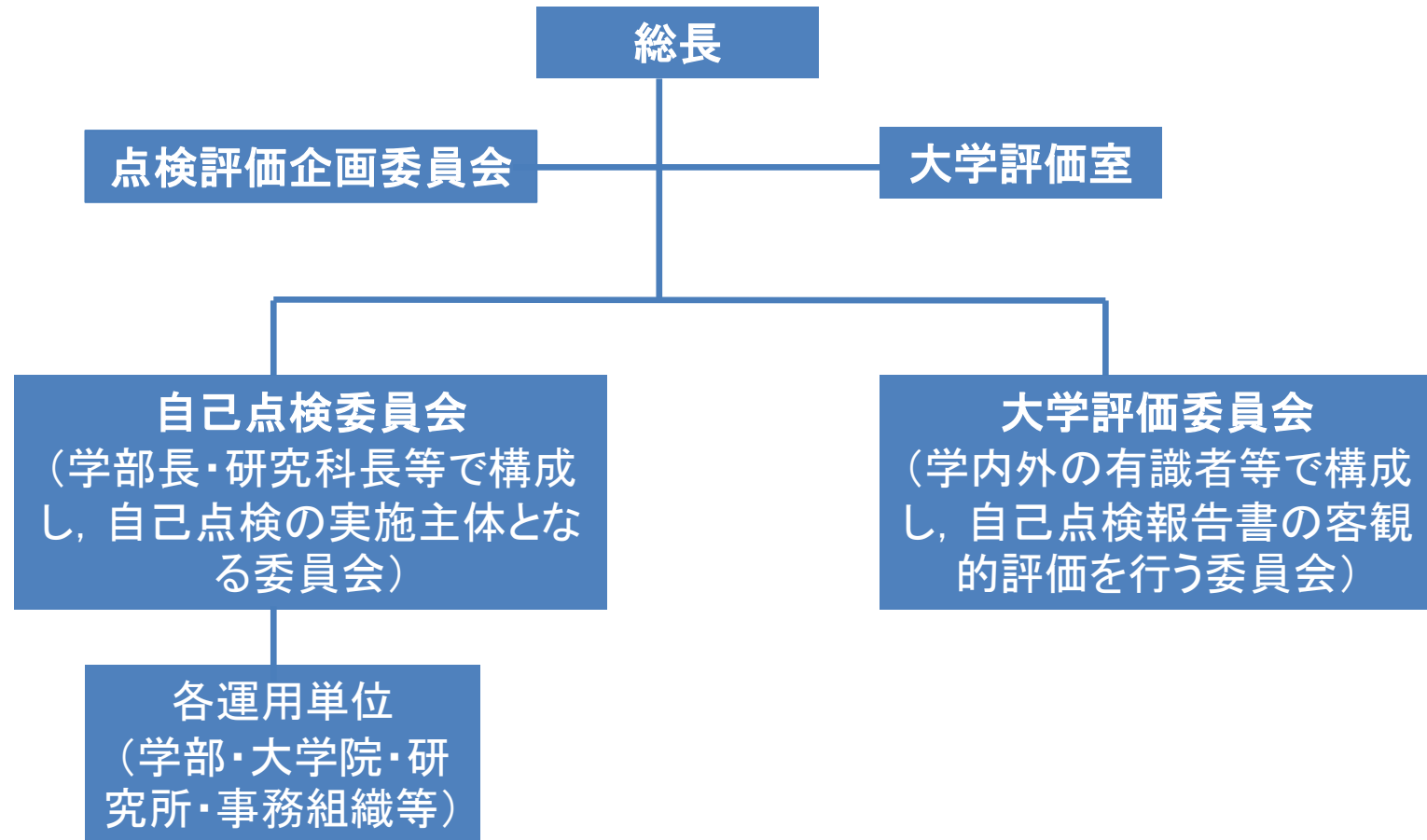
法政大学の歴史(2)

- 1999年、国際文化学部、人間環境学部設置
- 2000年、現代福祉学部、情報科学部設置
- 2003年、キャリアデザイン学部設置
- 2007年、デザイン工学部設置
- 2008年、理工学部、生命科学部、グローバル教養学部設置
- 2009年、スポーツ健康学部（15学部37学科）

法政大学の自己点検の歴史

1994年4月	『全学自己点検・評価委員会規程』制定
1996年3月	『法政大学の明日を求めて＜自己点検・評価報告書1996＞』作成
2000年11月	『全学自己点検・評価委員会規程』一部改正
2001年8月	『法政大学 自己点検・評価報告書 2000』作成
2002年3月	大学基準協会「相互評価」受審 「認定」。
2006年4月	『法政大学 自己点検・評価報告書 2005』作成
2007年3月	大学基準協会 機関別認証評価「適合」
2009年1月	規程全面改正 新体制スタート

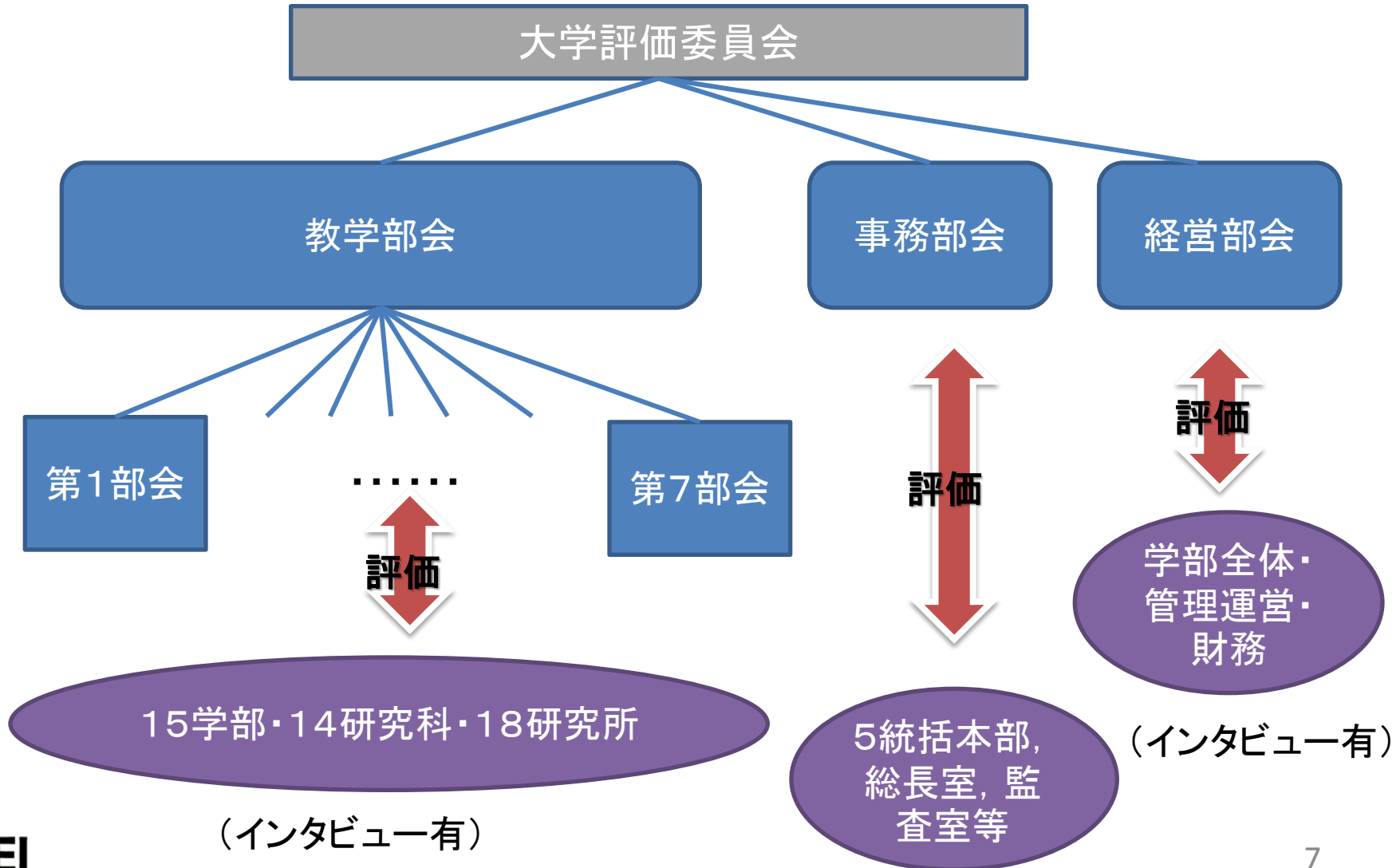
法政大学の自己点検体制：組織図



自己点検評価体制

- ① 総長室付大学評価室（2008年11月）が、自己点検評価を管理する。自己点検活動に関する情報の収集・分析、PDCAサイクルの管理を行う。
- ② 自己評価の担い手⇒ 学部長, 研究科長等
- ③ 2段階の評価 ⇒ 学部等の自己評価と評価委員会による評価
- ④ 毎年自己点検評価活動を行い、改善をはかる。

大学評価委員会



大学評価委員会

- 学部等の自己評価を評価する大学内の評価委員会。
- 評価委員会は、7つの教学部会と1つの事務部会・経営部会からなる。
- 教学部会は、15学部・14大学院（専門職大学院除く）および18研究所の評価を行う。
- 事務部会は、事務部門の評価を行う。
- 経営部会は、理事会、事務部門を対象に本学のPDCAの機能状況を評価する。

評価委員の構成

- 教学部会(7つ)は、主査と複数(2, 3名)の副査から構成される。主として本学の教員が担当し、一部他大学の教員が入る。
- 事務部会は、主査と本学職員の副査(3名)から構成される。
- 経営部会は、他大学教員および財務の専門家から構成される。他大学教員は、認証評価機関関係者、他大学理事、副学長など。

質保証について

- 評価室は、発足後2年目から「自己点検」より「質保証」を多く用いるようになった。質保証の評価室の定義。二つのレベルで考える。
- ①法令遵守、大学設置基準と文部科学省の大学施策への対応。
- ②教育の質の保証。学部・大学院の教育の質保証と向上。育成する学生の能力の明確化、それにふさわしいカリキュラムと教育方法、成果に関する評価と検証をめざす。

質保証の支援

- **評価を通じた質保証。**学部・大学院の自己評価と大学評価委員会による評価を通じた質保証への支援が2009年度から動き出した。大学評価委員会の評価基準は、大学基準協会のものを採用する。
- **評価室長が学部長会議**において、質保証に関する審議提案(認証評価の重点課題、自己点検委員会と評価委員会の方針など)を行う。

情報提供を通じた質保証の支援

- 各種アンケート調査と海外大学の質保証活動の実態調査を実施し、報告する。
- アンケート。新卒業生(2008、2009、2010)、新入生(2009、2010)、保護者(2009、2010)、既卒業生(2010)、企業(2010)、教職員(2008、2009、2010)。
- 海外の大学の質保証調査。2011年欧州の大学、2012年米国の大学を訪問し調査。

おわりに

- **質保証の定義**は、法令遵守と教育の質の保証と向上。その方法は、学部等の自己評価＋評価委員会の評価、この二つの評価を通すこと。
- **評価室**は、本学の質保証活動を管理する。自己点検委員会、大学評価委員会の開催、学部長会議への自己点検に関する審議事項の提案、学部懇談会の開催、各種アンケート調査による課題、実績の把握、教育情報の収集など。
- **2012年度以降の課題**は、学生の学習経験と成果を検証し、能力の育成と向上をめざすこと。その方法は、学部長・研究科長と質保証委員会による学部・大学院の自律的な質保証活動の展開。評価委員会はそれをサポートする。